エコマーク商品類型No.157「給水栓Version1」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.157「給水栓Version1」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日： | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申込商品名（商品ブランド名） |  |
| 申込者（会社名） |  |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。「記入欄」が網かけとなっている項目は記入不要です。2. 「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。「添付証明書」が網かけとなっている項目および対象外と記載した項目は、添付証明書の提出は不要です。3. 各証明書の作成は、原則、（記入表）を参照して下さい。4. 「添付証明書」の発行者は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　※該当する□にチェックを入れて下さい |
| エコマーク表示（予定）について記載下さい※ 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること | 表示媒体□ 製品 ／ □ 包装 ／　　□Web □ 商品説明書（パンフレット・カタログ・リーフレット）　　　 □ 取扱説明書 ／ その他 （ ） |
| エコマーク表示予定設計図※ エコマークの表示方法はエコマーク使用の手引を参照下さい。 | 表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）\*様式2の｢エコマーク表示見本｣の画像をご活用ください148_消音ユニット_坊主エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可） |
| 【表示無しの理由】：エコマークを表示しない（予定）場合 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 記入欄※ 該当する□にチェックを入れて下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書　の発行者 |
| 製品を開発した会社 | 　□他社／□自社※ 他社製品の場合は右記証明書をご提出下さい | 記入表0 | 申込承諾者 |
| 本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合 | ブランド名以外の変更が　 □ある／□ない※ 変更がなければ、以下の項目の添付証明書は不要です | エコマーク商品認定審査結果通知書の写し |  |
| 既認定型式と本申込　　製品の型式との対応表 |
| その他変更点がある場合は、該当する認定基準に対する証明書 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄※ 該当する□にチェックを入れて下さい |
| 製品の種類 | □A．節水コマ内蔵水栓 |
| □B．定流量弁内蔵水栓 |
| □C．泡沫機能付水栓 |
| □D．時間止め水栓 |
| □E．定量止め水栓 |
| □F．自動水栓(自己発電機構付) （□公共用トイレの洗面用または手洗用　□その他：　　　　　　　　　　\*その他の場合はグリーン購入法対象外） |
| □G．自動水栓(AC100Vタイプ) （□公共用トイレの洗面用または手洗用　 □その他：　　　　　　　　　　\*その他の場合はグリーン購入法対象外） |
| □H．節湯水栓(節湯A1) ①湯水混合水栓の種類（□サーモスタット湯水混合水栓　□ミキシング湯水混合水栓□シングル湯水混合水栓）②使用用途（□台所用　□浴室用　□その他：　　　　　　　　　　　　　　　　）③流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にある。（□はい　□いいえ） |
| □I．節湯水栓(節湯B1) ①湯水混合水栓の種類（□サーモスタット湯水混合水栓　□ミキシング湯水混合水栓□シングル湯水混合水栓）②使用用途（□浴室用　□その他：　　　　　　 　　　　　　　　　　　　）③流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にある。（□はい　□いいえ） |
| □J．節湯水栓(節湯C1)　①湯水混合水栓の種類（□サーモスタット湯水混合水栓　□ミキシング湯水混合水栓□シングル湯水混合水栓）②使用用途（□台所用　□洗面用　□その他：　　　　　　　　　　　　　　　　）③流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にある。（□はい　□いいえ） |

**「4．認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類**

**＜A．節水コマ内蔵水栓＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a) ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70％以下の吐水流量である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70％以上の吐水流量である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 電気を使用しない。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |

**＜B．定流量弁内蔵水栓＞**

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1) | a) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8L/分である。 | 　□　はい　□　いいえ | 適正吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されている。 | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| c) 電気を使用しない。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |

**＜C．泡沫機能付水栓＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 電気を使用しない。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |

**＜D．時間止め水栓＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a) 設定した時間に達すると自動的に止水する。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| b) 次の性能を有している。$$\left|\frac{設定時間-実時間}{設定時間}\right|\leqq 0.05$$ | 　□　はい　□　いいえ | 左記の性能を有することを示す試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |

**＜E．定量止め水栓＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a) 次の性能を有している。$$\left|\frac{設定吐水量-実吐水量}{設定吐水量}\right|\leqq 0.2$$ | 　□　はい　□　いいえ | 左記の性能(JIS B 2061:2017における定量止水性能)を有することを示す試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 電気を使用しない。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |

**＜F．自動水栓(自己発電機構付)＞**

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1) | a) 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものである。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| 止水までの時間は2秒以内である。(認定基準 表2備考)3に示す定義による) | 　□　はい　□　いいえ | 止水までの時間が2秒以内であることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有している。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |

**＜G．自動水栓(AC100Vタイプ)＞**

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1) | a) 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものである。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| 止水までの時間は2秒以内である。(認定基準 表2備考)3に示す定義による) | 　□　はい　□　いいえ | 止水までの時間が2秒以内であることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下である。 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |

**＜H．節湯水栓(節湯A1)＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a)　吐水切替機能、流量および温度の調節機能から独立して吐水および止水操作ができる節湯水栓(節湯A1)の定義に合致する機構を有している。 | 　□　はい　□　いいえ | 当該機構を有することを示す構造図など | 申込者または第三者試験機関など |
| b) ボタン、センサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水および止水操作だけができる。 | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |

**＜I．節湯水栓(節湯B1)＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-1.(1) | a) JIS B 2061:2017の附属書D（規定）に定められた小流量吐水性能の試験方法で吐水力を測定し、その値が次の①または②のいずれか一つに適合している。1. 流水中に空気を混入させる構造を持たないもの　：0.6 N以上
2. 流水中に空気を混入させる構造を持つもの　：0.55 N以上
 | 　□　はい　□　いいえ | 吐水力の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |

**＜J．節湯水栓(節湯C1)＞**

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1) | 次の要件a)～c)のいずれか一つを満たしている。 |  |  |  |
| a) 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造である。 | 　□　はい　□　いいえ | 当該機構を有することを示す構造図など | 申込者 |
| b) 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造である。 | 　□　はい　□　いいえ | 当該機構を有することを示す構造図など | 申込者 |
| c) 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造である。 | 　□　はい　□　いいえ | 当該機構を有することを示す構造図など | 申込者 |
| 水栓、施工説明書などで水栓の正面位置を明確にしている。 | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が確認できる施工説明書などの該当部分の写し | 申込者 |

**＜共通**＞

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(2) | 修理の受託体制が整備され、利用者の依頼に応じて修理を行っている。 | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| 補修用性能部品の供給期間は、製造中止後6年以上確保されている。 | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| 4-1-1.(3) | 製品は、使用後にリサイクルしやすいように設計上の工夫がなされている(例：材質表示、素材の単一化、異なる材料部品ごとに分解が容易であることなど)。 | 　□　はい　□　いいえ | リサイクルに配慮した設計であることが確認できる図面や設計書などの説明文書 | 申込者 |
| 4-1-3.(4) | 製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ、および廃棄時の環境負荷低減に配慮されている。包装材の材質：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】包装方法：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| 包装または梱包に使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していない。 | □　はい□　いいえ |  |  |
| 4-1-3. (5) | 製品の電気・電子部品鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)の含有率が、改正RoHS指令(2011/65/EU)の ANNEX II(表3)に適合する。ただし、ANNEX IIIに指定されているものは除く。また、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上)の難燃剤を処方構成成分として添加していない。 | □　はい□　いいえ□　該当部品なし |  |  |
| （確認方法の詳細を以下に記入して下さい）□JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 －原則と指針」に基づいて実施している。□申込者(もしくは製造事業者)が試験によって確認している。□申込者（もしくは製造事業者）が当該物質を含む「グリーン調達基準書」などを作成し、部品供給事業者に含有有無(含有量)を確認している。□申込者（もしくは製造事業者）が部品供給事業者に対して、当該物質の試験結果の提出を求めている。□その他：[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 4-1-3. (6) | 製品に内蔵する電池は、EU指令2013/56/EU(表4)に適合する。 | □　はい□　いいえ□　内蔵電池なし |  |  |
| （確認方法の詳細を以下に記入して下さい）□電池製造事業者による適合証明書で確認している。□申込者(もしくは製造事業者)が試験によって確認している。□その他：[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 4-1-3. (7) | 製品に抗菌加工をする場合は、(一社)抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、(一社)日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度などに登録している。 | □　はい□　いいえ□　抗菌加工なし | 登録していることの証明書の写し | 第三者登録機関など |
| 4-1-3. (8) | 申込商品の最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守している。または、過去に生じた違反は適正な改善をはかり再発防止を講じて順守している。 | 　□　はい　□　いいえ | 記入表1※違反のあった場合は、指導文書、管理体制等の証明書も添付 | 最終製造工場長 |
| 4-1-4. (9) | 下記の情報をわかりやすく提供している。 |  | ユーザーへの情報を記載した取扱説明書、カタログ、ホームページなどの該当部分の写し | 申込者 |
| a) 電気を使用する製品にあっては、エネルギー使用に関する情報(消費電力など)  | □　はい□　いいえ□　対象外の製品 |
| b) 維持管理に関する注意事項(定期的な点検の必要性など) |  □　はい　□　いいえ |
| 4-2. (10) | 製品の品質について、該当するJIS規格、またはこれに準じた品質規格などに適合している。 | 　□　はい　□　いいえ | JISなどの認証を受けていることの証明書または品質試験結果など | 第三者試験機関または申込者 |
| 給水装置は、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合している。 | 　□　はい　□　いいえ　□　給水装置なし | JWWA((公社)日本水道協会)などの認証を受けていることの証明書または品質試験結果など | 第三者試験機関または申込者 |

記入表1-157（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：　　　　　　 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| (会社名)(工場名) 　(社印又は(責任者名)役職名　　　　　　氏名 印 責任者印) |
| 工場住所： |
| TEL　　： |

\* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）

\* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

１．申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。　**別紙一覧提出可**）

|  |  |
| --- | --- |
| 工場に関連する環境法規等の名称 | 備考 |
| □ 大気汚染防止法 |  |
| □ 水質汚濁防止法 |  |
| □ 騒音規制法 |  |
| □ 振動規制法 |  |
| □ 悪臭防止法 |  |
| □ その他： |  |

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定）

２．本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

　　　（該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します**。）

　　□　過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。

□　創業（　　　　年）以来、関連する環境法規等の違反はありません。

　　□　過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの) |
| b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)3)記録文書の保管について定めたもの4)再発防止策(今後の予防策)5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果) |

　　□　過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

　　　　以上

記入表0-157　本書式は他社開発製品またはOEM供給を受ける場合に限り提出が必要です。

　（公財）日本環境協会　エコマーク事務局　御中

申込承諾書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日 | 年 |  | 月 |  | 日 |
| （発行者：会社名） | 印（社印を捺印） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊発行者は、申込承諾者

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。